

(仮称) 障害者福祉しがプランの策定について

1 計画策定の概要

- ・ 本県の障害者施策の基本指針であるとともに、具体的な施策の推進方策を示した実施計画である「障害者福祉しがプラン」(計画期間:平成 19 ~ 23 年度。21 年 3 月一部改訂)が今年度最終年度を迎える。
- ・ これまでのプランに基づく施策の成果を検証し、現状と課題を整理するとともに、市町との調整・検討を行い、平成 24 年度を計画の始期とする新しい指針を今年度中に策定する。

プランの位置づけ

障害者基本法第 9 条第 2 項に基づく都道府県障害者計画

障害者自立支援法第 89 条第 1 項に基づく都道府県障害福祉計画

現行プランの構成

序章	プランの策定趣旨	位置づけと構成	プランの特徴	プランの期間
基本構想	現状と課題	基本理念	基本目標	5つの視点
	基盤整備の考え方			
	3つの指標による進行管理と推進体制			
実施計画	障害者自立支援法に基づく施策の推進			
	重点的な取り組み - 地域で暮らす・働く・活動する、自立生活の実現)			
	7つの重点応援プロジェクト	数値目標	事業量見込み	

2 今後のスケジュール

6 ~ 8 月	常任委員会報告(策定概要)関係者意見照会
7 ~ 8 月	市町との調整・検討、障害者施策推進協議会開催 現状と課題、骨子案作成
9 月	各地域、団体との対話、意見把握
10 月	障害者施策推進協議会開催 素案作成
12 月	常任委員会報告(素案)、県民政策コメント実施
2 月	計画最終案作成
3 月	常任委員会報告(最終案)、(仮称)障害者福祉しがプラン策定

滋賀県障害者施策推進協議会および(仮称)障害者福祉しがプラン検討 P T における議論を軸に策定を進める。

当事者・事業者等と課題を共有し、プランに反映するため、意見照会や対話を行う。

現在、国の「障がい者制度改革推進本部」において障害者制度改革に向けた検討が進められており、国の動向も見据えながら検討する。